第４１号議案

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定めるものとする。

平成２７年５月１１日提出

豊川市長　山　脇　　実

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（豊川市職員退職手当支給条例の一部改正）

第１条　豊川市職員退職手当支給条例（昭和３０年豊川市条例第２５号）の一部を次のように改正する。

附則第１１項中「第６３条第２項」を「第５０条の１０第２項」に改める。

（豊川市情報公開条例の一部改正）

第２条　豊川市情報公開条例（平成１３年豊川市条例第４号）の一部を次のように改正する。

第７条第２号ウ中「第２条第２項」を「第２条第４項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

（豊川市個人情報保護条例の一部改正）

第３条　豊川市個人情報保護条例（平成１６年豊川市条例第３１号）の一部を次のように改正する。

第１７条第３号ウ中「第２条第２項」を「第２条第４項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

理　由

この案を提出するのは、独立行政法人通則法の一部改正に伴い、関係条例の整理を行う必要があるからである。